

10月11、12日、増上寺を中心とした歴史ある芝公園で開催された「みなと区民まつり」。今年で33回を数え、例年20万人を超える来場者数を誇る、大規模なお祭りとなっています。今年は大型台風19号の接近による荒天も懸念されましたが、両日ともに好天に恵まれ、多くの参加者や観光客が訪れました。

芝法人会は芝税務署管内関係民間六団体の一員として、芝税務署長とともに税務広報物を配布するなど、税の啓蒙活動に努めました。また、青年部会・女性部会では、子ども達に楽しく税を知ってもらうための催しを開き、特設ブース内は笑顔の子ども達で溢れていました。



0



e-Taxの普及に寄与するため、芝慶申会、当会を含む関係民間六団体、芝彰友会の協賛により作成したイータ君の登場時には、東京都主税局のタックス・タクちゃんや法人会のケンタ君も駆けつけ、子どもたちが大喜びしていました。



02

青年部会のブースでは、子ども向けにクイズ、魚釣りゲーム、輪投げを通じて楽しみながら税について学んでもらう租税教育を延べ5,590人に実施。また、女性部会と連携し、税務広報物2,000部を配布するなど、大盛況のうちに2日間を終えました。



03



芝税務署管内関係民間六団体ブースでは延べ1,000人が「税金クイズ」に参加しました。税に関する難問、珍問?に参加者が頭を抱える中、先生方のヒントの出し方や面白コメントに参加者の列は常に笑いに包まれて、毎回大変な盛り上がりを見せていました。



04



芝税務署長、港都税務所長ほか、税務署幹部と関係民間六団体役員で1,000部の税務広報物を配布。また、当会八丈島支部のご厚情もあり、税務広報物には八丈島の特産品であるフリージアの球根を一緒に配らせていただきました。

提出期限は
12月15日(月)

▶詳しくは東京都地球温暖化防止活動推進センター
報告書制度ヘルプデスク **tel.03-5388-3408**
または「東京都地球温暖化対策報告書」で検索
(東京都環境局HPへ)

<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>

港区では、CO₂排出量削減を目的として、太陽光発電システムや空調機器等を設置する事業者の皆さんに、経費の一部を助成しています。

▶詳しくは環境課地球環境係 **tel.03-3578-2111** (代表) [内線 2496・2498]
または港区HPへ **<http://www.city.minato.tokyo.jp>**

[illegible]

※提出状況を把握する上で、当会会員の皆様は、「報告書(その1)」の「特記事項」欄に公益社団法人芝法人会会員と記載いただくようお願いいたします。

芝税務署管内 関係民間六団体で、協力して行う租税教室

芝法人会をはじめ各関係民間団体では、社会の構成員としての正しい判断力と、健全な納税者意識を持つ国民の育成のために、幼少期からの租税教育に努めています。この頁では、主に「税に関する絵はがきコンクール」「税についての作文コンクール」についての最近の動きをお伝えします。

関係民間団体の連携により、応募者数拡大を目指す

芝法人会では税務行政に対する理解を深め、納税意識の高揚を図ることを目的として、普段からさまざまな活動を行っています。そのなかで租税教育の一環として、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」および「税についての作文コンクール」を毎年開催しており、例年多くの応募をいただいております。

また、各関係民間団体でも、それぞれ個別にコンクール等を通じて租税教育事業の案内を児童・生徒に向けて行ってきました。芝納税貯蓄組合連合会では中学生を対象に「税についての作文」の募集、芝間税会では小・中学生を対象に「税の標語」の募集を

行うなど、各団体とも身近な題材を通じ、子ども達の税に対する理解を深めてもらうべく活動を続けています。

案内の対象がそれぞれ小学生、中学生と異なりますが、同じ関係民間団体としての連携を深めることでこれらの事業が子ども達や学校にとってより価値あるものとなることを視野に入れ、今年度からは芝納税貯蓄組合連合会、芝間税会、芝法人会の3団体が共同で事業を行うこととなりました。各団体ともにこの連携を確固たるものにし、さらなる租税教育事業の充実を目指しています。

活動中間報告

今年の夏休みの宿題の一環として、小・中学校から応募していただいた各団体の状況は次のとおりとなっています。

●芝納税貯蓄組合連合会（税についての作文）

港区内の6校、伊豆諸島の11校の中学校から526作品の応募があり、特に優秀な28作品が選考されています。優秀作品の発表は11月17日（月）に芝税務署の主催で行われる納税表彰式終了後、表彰式が行われます。

●芝間税会（税の標語）

港区内の小学校4校と中学校5校、伊豆諸島の小学校4校と中学校6校から648作品の応募があり、特に優秀な4作品が選考されています。

●芝法人会（税に関する絵はがきコンクール）

港区内の7校、伊豆諸島の5校の小学校から352通の応募があり、現在特に優秀な3通を選考しています。例年同様、冬休みの宿題の一環としても「税に関する絵はがきコンクール」の準備を進めており、来年2月には夏の優秀3作品とともに表彰を行う予定です。



芝税務署管内
関係民間六団体クローズアップ! [VOL.01]



会長 丸 哲夫
[有限会社 末げん]

『芝納税貯蓄組合連合会』

副会長：岡 和雄[芝クリニック歯科口腔外科]、池田 勝夫[印鑑 池田印房]、池田 宏[虎ノ門 浪花鮨]

納税貯蓄組合連合会とは

納税貯蓄組合法（昭和26年法律145号）に基づく団体で、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体です。組合には個人、法人を問わずに加入することができ、現在、納税貯蓄組合は全国の市町村の商店街や町内会、同業組合、企業等の納税者を構成メンバーとする「単位組合」を基礎単位とし、その上に市町村単位、所轄税務署単位の地区（署）連合会が組織されて

います。

消費税の完納（滞納の未然防止）を目指して、消費税完納推進の街宣言運動などを展開しており、また、消費税納付の為に積立金等の商品を設定してもらうよう、各金融機関にも働きかけています。納税貯蓄の励行は「日掛け、月掛け、心掛け」という合言葉のもとに日々行っています。

近年の動き

納税貯蓄組合連合会では各地で「振替納税推進の街」の宣言を実施し、振替納税制度の普及拡大を図り、期限内納付率の向上に役立つよう努めています。同時に消費税の完納推進（滞納防止）に努力しており、消費税完納推進の街宣言運動を展開しております。振替納税制度の普及拡大に関する活動では、現在この宣言を実施した地域

が2,071地域に上り（平成26年3月末現在）、消費税の完納については1,094地域が宣言を実施しています。また、消費税納付の為に積立金等の商品を設定してもらうよう各金融機関に働きかける運動を展開しています。納税貯蓄を活用して、消費税納付の為に積み立てを励行しており、参加金融機関は299社となっています（平成18年3月現在）。

主たる 6 つの活動

納税貯蓄組合連合会は租税の期限内納付の確立を目的として、次の活動を行っています。

【租税の期限内納付の確率のため】

- 1 納税資金の計画的備蓄の推進と、期限内完納の定着化
- 2 振替納税制度の普及拡大と、e-Tax及びeLTAXの普及
- 3 消費税の滞納未然防止活動

【納税道義の高揚のため】

- 4 租税教育の推進
- 5 税の広報活動と正しい税の理解者・協力者の拡大
- 6 中学生の「税についての作文」募集

租税教育事業との関わり

納税貯蓄組合連合会では、中学生を対象として「税についての作文」を広く募集しています。昭和42年から続くこの活動には、国税庁長官賞が授与されています。また、平成8年度には大蔵大臣賞（現：財務大臣賞）が新設され、続く平成9年度からは文部大臣奨励賞（現：文部科学大臣

奨励賞）、平成11年度には内閣総理大臣賞、平成15年度には総務大臣賞が創設されています。他に、税知識の普及と正しい税の理解者・協力者の拡大にもひと役かっており、機関誌や会報の発行、各種説明会や研修会の開催、税に関する教育的な広報活動などを行っています。

お問合せ：芝納税貯蓄組合連合会 03-3453-6351【（公社）芝法人会事務局内】

芝法人会会員企業の声も反映した
法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」まとまる

中小企業活性化のための 税制措置の確立と聖域なき 行財政改革の推進を強く求める!

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとめられました。同提言は、芝法人会の声を含む会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっています。

そして全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っています。さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っています。提言（要約）は次のとおりです。



I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- 我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。
- 改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えているので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

- 財政健全化の達成は税の自然増収や増税のみに頼る

のではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

- 消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
- 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

- 個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

- 今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性

- ②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである（法人実効税率20%台の実現）。

- 税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい（代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき）。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するように求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

- 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。
- 小規模減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

- 地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。
- 地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

- 被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

「企業も支える社会貢献」千代田区外神田／ARTS for HOPE」 アートによる心の応援隊が 被災地を巡る



ハッピーベインティングプロジェクト(2013.7 原釜幼稚園 福島県相馬市)

被災直後に非営利団体を立ち上げて支援

東日本大震災から3年半、被災者の支えになつてきた支援活動も、潮が引くように少なくなつてきた。そんな中で、今なお、被災当時から変わらない支援活動を続けている団体もわずかに残っている。被災直後からアートやものづくりを通して被災地の子どもたちやお年寄りの心のケアを続けてきた非営利団体ARTS for HOPE(高橋雅子代表、以下AFH)もそのひとつである。

AFHは震災直後の2011年3月20日に被災地への支援をしていくために、NPO任意団体Wonder Art Production(1999年設立)を運営母体として設立された。

スタッフは美術や医療に理解の深い人やNGOで活動していた人など20名で構成。7、8名でチームを組み、各チームが交代しながら、月に2、3回、1週間程

地が見直され、AFHの活動も改めて注目してもらえはるはずだ」と語る。

AFHさらに、アートを通しての支援をより有効なものにしていくために、他の団体や企業、自治体に積極的に働きかけて、それらのコラボレーションを目指していくことも考えている。それが実現すれば被災地の人たちの心の復興は一段と進むはずである。

2020年までは被災地に寄り添いながら活動を継続

3年半前、いきなり過酷な非日常に投げ出された被災地の人たちが、その非日常を半ば日常として受け入れつつあるように見える。

しかし、復興の歩みが遅く、まだに先が見えないため、多くの人が不安を抱えて生活している。復興の正念場はむしろこれからであり、心の復興支援の必要性も今後増すばかりといえる。

加えて、プロジェクトに参加してくれた人たちとの関係からも、3年経つたお金がなくなつたので活動を止めたい、とは言えない。AFH自身も、どんなに大変でも被災から10年を数える2020年までは、地域に寄り添いながら、今の支援を続けていくことが自分

度の行程で被災地の幼稚園、学童クラブ、小学校、仮設住宅などを訪問し、子どもたちやお年寄りを中心に独特のプログラムを実施している。

アートとものづくりを通して心の復興を支援

そのプログラムのいくつかを紹介してみよう。

《ハッピードールプロジェクト》

願いを込めたマスコット「ハッピードール」をつくって楽しむプロジェクト。カラフルで温かみのある布を使って、おしゃべりしながら手を動かすことにより会話が弾み気持ちが和らぐ。子どもからお年寄りまで参加でき、仮設住宅で人気がある。

《ハッピーベインティングプロジェクト》

心も体も解放して大きなキャンパスやビニールシートに絵を描く。夏場は裸足になり、手も足も絵具でいっぱいにして思い切り色遊びを楽しむ。解放感の中に子

たちの使命と考えている。そのためにも情報発信の強化と企業等とのコラボの実現は避けて通れない道といえる。

震災はまだ終わっていない。自ら被災地に行つて支援することはできずとも、例えば支援団体を支援することで共に手を差し伸べることはできる。個人、企業の継続的な支援の拡大が、いま、強く求められている。



ハッピードールプロジェクト(2012.10／牛越応急仮設住宅／福島県南相馬市)



アートリノベーションプロジェクト(2014.6／東町児童センター／福島県南相馬市)

どもたちの感性が羽ばたく。《アートリノベーションプロジェクト》

自分たちのまちを明るくしたい――、そんな子どもたちの思いから始まったプログラム。自治体の協力のもと、老朽化した公園の遊具や児童センターの壁を明るく塗り替える。みんなで仕上げ、自信が蘇る。

絵を描き、色に接し、ものをつくるという行為が子どもたちやお年寄りの心のケアに大きく役立つということはよく言われる。事実、いつも子どもたちの傍にいて、プログラムにも参加している児童クラブの指導員や幼稚園の先生方から高い評価が寄せられており、このことから、AFHのプログラムが被災地でどんな役割を果たしているかが伺われる。それを反映して、被災当初か

ら昨年12月までの約3年間でプログラムが303回(参加者延べ1万3946人)も実施され、しかも継続して開催されるケースが多かった。

情報発信を強化し コラボも追及

ところで、AFHの悩みは他の多くの支援団体と同じく運営費の問題である。

AFHは発足当時から企業や個人に対し寄付の依頼をしてきた。また、自治体の助成も、目に付いたものはすべて申請してきた。それでも運営費は十分とはいえなかった。

しかも、2年目以降は企業からの寄付金が減り続け、自治体の助成対象も被災3県の団体に限定されて、AFHのように県

外に住所を置く支援団体には門戸が閉ざされてしまった。

このためAFHが受け入れた寄付金と助成金の総額は、震災2年目になると半減、3年目には1/10に激減した。これでは20名のスタッフの給料どころか、プログラムで使う材料費や、資材と道具、それにスタッフを運ぶ車の燃料費も賄えない。

振り返れば、AFHはこれまでプロジェクトをやり遂げること

に必死で、企業の寄付金離れをおさえるところまでは手が回らなかった。このことの反省の上に立ち、高橋代表は、今後の組織の在り方として「AFHが、いま、どこで何をしているのか、被災地はどのような状況にあるのかをしつかり発信していく、そのことを活動の中心に据えていく必要がある」と思っています。それによって被災

計画的な納税資金の準備を

消費税率は平成26年4月1日から8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）に改定されています。

一方、消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算されています。

このため、消費税率の改定直後においては、今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額が直前の消費税率5%に対応する金額であるため、確定申告時には、その差額に対応する消費税額を申告・納付する場合がありますので、納税資金の準備をお願いいたします。

3月決算法人の中間申告・納付のイメージ

【課税期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日】



消費税率5%

- 年税額 1,000万円
- 中間申告による納付額 ... 750万円
- 確定申告時の納付額 250万円

【課税期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日】
（直前の課税期間と同額の課税売上があったとした場合）

消費税率の改定直後においては今後申告する課税期間が消費税率8%の期間であっても、中間申告・納付額は直前の課税期間の消費税額（国税）を基礎として計算



消費税率8%

- 年税額 1,600万円
- 中間申告による納付額 ... 762万円
- 消費税
800万円×3/12=200万円
地方消費税（改定後の税率適用）
200万円×17/63 = 54万円
（中間申告・納付額は254万円×3回）
- 確定申告時の納付額
1,600万円－762万円 838万円

なお、仮決算による中間申告においては、消費税及び地方消費税ともに中間申告対象期間の末日が平成26年4月1日以後である場合には、税率の異なるごとに区分して中間申告による納付額を計算します。

また、事業者の方々が計画的に消費税の納付を行っていただけるよう、確定申告を待たずに自主的に中間申告・納付ができる「任意の中間申告制度」が創設されています。

この制度は平成26年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

11月広報予定事項短縮版

【中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～】

都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、東京都主税局HP「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください。

【法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正について】

平成26年度税制改正により、法人事業税・地方法人特別税・都民税法人税割の税率の改正が行われました。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）】

一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します（個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに限り）。減免を受けるためには、申請が必要です。

*未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに減免手続きのご案内を送付しております。

【耐震化のための建替え又は改修を行った住宅（一定の要件を満たすもの）に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）】

《減免の期間と額は、下記のとおり》

- **建替え**／新築後新たに課税される年度から3年度分について全額減免（居住部分に限る。）。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なる。
- **改修**／改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで耐震減額適用後の税額を全額減免。減免を受けるには申請が必要です。

【不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅（一定の要件を満たすもの）に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）】

《減免の期間と額は、以下のとおり》

- **減免の期間**／新築後新たに課税される年度から5年度分
- **減免税額**／全額減免（居住部分に限る。）。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なる。取り壊した家屋、新築した住宅、所有者にそれぞれ要件があります。減免を受けるには申請が必要です。

【省エネ（熱損失防止）改修をした住宅にかかる固定資産税が減額されます】

- **対象**／一定の要件を満たす改修工事を行った住宅
- **減額の年度**／改修工事完了年の翌年度分
- **減額の額**／居住部分で、住宅1戸あたり120㎡の床面積相当分までの固定資産税額の3分の1を減額（賃貸部分は、対象外）。減額を受けるためには、改修工事完了後3か月以内に、申告が必要です。

【詳細は、HPまたは右記問合先へ】 港都税事務所 ▶ TEL.03 (5549) 3800 (代表)